

弘前市マスコットキャラクター「たか丸くん」の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、弘前市マスコットキャラクター「たか丸くん」(以下「たか丸くん」という。)の使用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(たか丸くんに関する権利)

第2条 たか丸くんに関する一切の権利は、弘前市に属する。

(使用の申請)

第3条 たか丸くんを使用しようとする者は、あらかじめ弘前市長(以下「市長」という。)の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、事前にたか丸くん使用承認申請書(様式第1号又は様式第1号の2)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 企画書(事業内容のわかるもの)
- (2) たか丸くんの使用方法がわかるもの
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(申請書の省略)

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、申請の全部、又は一部を省略することができる。

- (1) 報道機関が報道を目的として実施する事業
- (2) 個人が非営利目的で、たか丸くんのPRに使用する場合
- (3) その他、市長が申請を必要としないと認めた場合

(使用の承認)

第5条 市長は、第3条の使用の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、たか丸くん使用承認書(様式第2号又は様式第2号の2)を交付するものとする。ただし、次に掲げるものについては使用を承認しないものとする。

- (1) 特定の政治、宗教、思想などの活動に使用しようとする場合
- (2) 法令及び公序良俗に反する、またはそのおそれのある場合
- (3) 記念商品にあっては、当該商品の品質、規格、性能等が法令などで別に定める基準を満たしていない、またはそのおそれのある場合
- (4) その他、市長がたか丸くんの使用を適当ではないと認めた場合

(使用)

第6条 たか丸くんは、別に定めるデザインマニュアルに従って正しく使用するものとする。

(使用承認の変更)

第7条 たか丸くんの使用に関して、承認を受けた事項を変更する場合は、たか丸くん使用承認変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(使用の取消・中止)

第8条 たか丸くんを使用する必要がなくなったときは、たか丸くん使用承認取消届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、次に掲げるいずれかの場合、たか丸くんの使用承認を取り消し、または使用を中止させ、もしくは使用物件などの回収を指示することができる。

- (1) 使用者が、この規程に定める事項に違反した場合
- (2) 使用承認条件に違反した場合
- (3) 承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (4) たか丸くんに関する著作権等を侵害したとき

(無承認の使用)

第9条 市長は、たか丸くんの無承認使用については、その使用の中止を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。